参考資料

令和8年(2026年)11月6日(金)
熊本県観光文化部スポーツ交流企画課

準備会議での委員御意見への対応

反映	御意見の趣旨を踏まえ、内容に反映するもの
参考	実施方針等の作成又は今後の事業推進の参考とするもの
その他	補足説明、記載内容の対象ではないもの　等

①基本理念・コンセプト

論点	発言者	対応方針	実施方針反映	要求水準書反映
1. コンセプトに、「スポーツが県民に活力をもたらす」という観点を含めるか。	澤田委員	• ビジョン及びコンセプトに適宜反映 ※1…アリーナで開催されるスポーツを通じ、県民の心身の健康、未来への希望、生きていく力、幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たすことを記載 ※2…消費活動の促進、雇用創出、交流人口拡大、県内外に様々な変革をもたらすインパクトを与えることを記載 ※3…大規模災害などの有事には、県民の命を守り、安全安心を届けられる拠点となることを記載 ※4…様々な人・企業が、スポーツを支える活動や運営を行いやすい「ささえる」機能を追求することを記載	反映	参考
2.「施設整備の効果やインパクト」が伝わるようなコンセプトとするか。	舟橋委員			
3. コンセプトに「安心・安全」を含めるか。	田中委員			
4. 熊本県の強みである「ささえる」をサポートできるような施設となるのか。	田中委員			
5. コンセプトを民間事業者の意見も踏まえて検討するのか。	田中委員	• コンセプトは基本的に「県が期待すること」を示すものだが、サウンディングでの意見も踏まえ、適宜検討する。	参考	参考
6. 定性的なビジョンの達成度合いは測定・評価するのか、どのように測定・評価するのか。	舟橋委員	• ビジョンの達成度合いの評価については、今後の検討課題としたい。	参考	参考

②施設機能・利用のあり方

論点	発言者	対応方針	実施方針反映	要求水準書反映
7. 県民が利用しやすい料金設定となるか。	田中委員	• 県民利用枠の設定など、県民が利用しやすい料金でアリーナが利用できる方法を検討する。	参考	参考
8. 新アリーナを災害時の避難拠点とするか。それを事業者に求めるか。	澤田委員	• 令和8年熊本地震を踏まえ、防災関係について記載する。	反映	反映
9. 興行開催日以外にも賑わいが生まれる施設となるのか。	田山委員	• 「地域住民が愛着を持ち、多くの県民が日常的に訪れ賑わいが創出される『楽しむ』施設」を施設のコンセプトに記載する。	反映	参考
10. 興行利用しやすい座席となるのか。	田山委員	• メインアリーナについては、快適性、利便性に資する観客席として、背もたれやドリンクホルダーなど、「みる」機能の充実やコンサート等の会場として「選ばれる」施設を目指すことを記載する。	反映	反映
11. アマチュアスポーツの「みる」を考慮した施設機能をどれほど重視するか。	舟橋委員			

③事業性・需要予測・リスク分担

論点	発言者	対応方針	実施方針反映	要求水準書反映
12. 需要予測の前提をどのように設定するか。	新改委員	• 以下の需要を想定している。 ①現体育館における過去の利用実績をベースとして例年実施されているスポーツ大会や同体育館をホームとしているプロスポーツチームの試合など ②民間事業者へのサウンディングを踏まえたコンサート需要やMICE需要など	その他	その他
13. 興行の稼働率をどのように試算するのか。	舟橋委員			
14. 需要が下振れた場合の事業者と県のリスク分担をどのように設定するか。	新改委員	• 需要変動等による事業収支に関するリスクについては、事業収支を作成した事業者が負うことが基本であるため、事業者のリスクとして整理する。 • そのうえで、事業継続が困難となった場合には、事業契約の解除や損害の賠償などに関する取り決めを設けることとする。	反映	その他
15. 施設内での収益性向上を期待するのか、あるいは、地域全体で収益性向上に資することを期待するのか。	田中委員	• 事業者には、基本的には施設内での収益性の向上を期待している。 • しかし、アリーナをまちづくりの核とするというコンセプトを踏まえ、事業者にはアリーナから中心市街地への人流の創出やまちづくり関係者等との連携に取り組むこと、また地域住民等との多方面における交流・連携・協力を求めることとする。	参考	その他

④まちづくり・周辺地域との連携等

論点	発言者	対応方針	実施方針反映	要求水準書反映
16. 施設周辺も含めた提案を許容するか。	新改委員	• 外部との調整が必要であることから、事業者の提案として求めることは想定していない。 • なお、サウンディングでは中心市街地との連携について示唆があっており、まちづくりの核としての役割に適合するものと考えられる。	参考	**参考**
17. 事業者の収益性の追求と、まちづくりの観点のバランスをどのように担保するのか。	舟橋委員	• アリーナをまちづくりの核とするというコンセプトを踏まえ、地域住民等との多方面における交流・連携・協力を求めることとしている。 • 審査項目に「まちづくりの観点」を評価する項目を設けるなど、収益性の向上という観点に寄りすぎない方策は今後の検討課題としたい。	参考	参考
18. 上熊本駅周辺のまちづくりとどのように連携するか。	田中委員		参考	参考
19. 県全体としてのスポーツ施設のマネジメントをどのように考えているのか。また、アリーナはどのような位置づけか。	田中委員	• 本事業を担う事業者にスポーツ施設間の連携（例えば、イベント予約が埋まっている際に他の施設に誘導するなど）などの県内全体のスポーツ施設の全体マネジメントを求めることは想定していない。 • スポーツコミッション機能について別途検討することが考えられる。	その他	その他
20. 第1回選定委員会内容を公表するか。	澤田委員 新改委員	• 検討委員会は公開とし、選定委員会は非公開とする。	その他	その他

サウンディング調査結果
【概要】

メインアリーナの収容人数について

- コンサートの採算性を考えると収容人数10,000人は求めたい。最低限、長崎（5,000人）や佐賀（10,000人弱）以上の規模が必要である。
- 7,000～8,000人規模は欲しいが、1万人規模までいくと熊本でそれだけの需要があるか分からない。
- 5,000人では不十分であり、最低でも8,000人程度収容できるとよい。
- 見切れ席が出ても1万人入るのであれば良いが、公称1万人と言いながら実際は7千人しか入らないような施設では困る。
- 現行が5,000～7,000人規模であるため、新アリーナには8,000～10,000人規模を求めたい。
- 各種プロモーターと協議した結果、7割方は1万人規模が必須と言っていた。地方興行の採算を考慮しても最低1万人収容が必須である。
- 音楽も含め現況を鑑みると1万人規模は大きすぎる。ヴォルターズの現状の集客（3,000人程度）からも1万人は集客できないと考える。
- Bリーグ以外の週末はコンサート興行により収益化を図る必要があり1万人は必要だが、熊本における1万人クラスのライブ需要との兼ね合いで設定が必要。都市規模によっては1万人は非常に難しい。
- 熊本への音楽興行誘致を考えると、8,000人～1万人が適度な収容人数である。
- コスト縮減効果が大きいのはメインアリーナの規模見直しであり、収容人数を1万人規模から8,000人規模程度とすることで大幅な建設費低減が期待できる。
- 福岡県以外で1万人規模のコンサート需要が見込めるのかについては疑問がある。
- 適正な規模は5,000人規模。1万人規模は敷地や交通面で無理がある。
- 1万人規模の動員を実現できるアーティストは限定的であり、稼働日数の確保が課題となる。
- 1万人というのはキャパシティとして大きすぎる。5,000人超程度が収益性と使い勝手のバランスが良い。
- プロジェクトの採算性から言えば1万人規模を確保し大型興行を誘致することが肝要。

施設形状について

- 一般的にアーティストの裏側には人を入れないことが多いため、ロの字型（オーバル型）より馬蹄形（U字型）の方が好まれやすい。
- 音楽イベントを想定するとU型（馬蹄型）が望ましい。O型（オーバル型）だと舞台脇の座席はデッドスペースになる。
- オーバル（楕円）型や馬蹄型など観客席のハイブリッド構造が必要。
- 馬蹄形で1万席確保すると、スポーツ時には見切れ席が減って座席が増えるため、コンサート時1万・スポーツ時8千なら計画可能である。
- ステージが見やすい、見切れ席を少なくするなど、臨場感あるボウルデザインと収益を最大化するシーティングが可能な設計とするべきである。

施設天井荷重について

- 機材を吊るために最低でも100トン程度は必要。
- プロモーターからは使い勝手の悪いアリーナだと興行コストが著しく膨らむとの指摘があり、吊り荷重・音響・照明について検討中である。
- 大きな耐荷重の吊り設備は必須である。
- 地上で組み立てて天井に吊るすためにキャットウォークをしっかり配置し、過剰にならない範囲で定量的に規定すべきである。
- 天井から吊れる環境があれば、機材を持ち込んで対応可能である。

映像設備・音響設備について

- 全国同様の内容で巡回するため、施設特有の特殊な設備（ビジョンや特殊スピーカー等）が設置されているのはむしろマイナス要因（持ち込み対応が基本）である。
- 平均的な設備があれば必要十分であり、そこまで設備に拘る必要はない。
- センタービジョンの持ち込みもある。施設備え付けだと費用は浮くがメンテナンス費用もかかるため、吊れる環境があれば持ち込みも可能である。
- センターハングビジョンやリボンビジョンなどの大型映像設備をPFI事業の範囲に含めていただきたい。
- センタービジョン、リボンビジョン、音響設備および照明設備は観戦体験や興行価値、施設収益性に大きく影響するため、要求水準で明確にし相応の予算を設定してほしい。
- ライブ興行においては、アーティストや興行会社から音響で評価を得られると他都市と競合しても選ばれる施設となる。
- 演出設備（ビジョン・音響等）は興行価値・収益性に直結するため、要求水準の明確化と十分な予算確保を要望する。
- 演出も含めた設備面をゼネコン調達から外し、運営事業者がコストオンして用意する形にしてほしい（ゼネコン調達だと安くて最低限の仕様になってしまうため）。

サブアリーナについて

- ロビーやサブアリーナでのステージ開催実績はあるが、設営に手間がかかり採算が合わないため本事業で意識する必要はない。
- コンサート時は物販スペースとして活用できると大変ありがたい。
- 練習場であるサブアリーナの床材について、社会体育利用（木製床）とするかメインと同様の土間コンクリートとすることが望ましいのか検討中。
- サブアリーナも木床は避けていただきたい（養生リスク回避・展示や国家試験利用等のため）。
- メインアリーナで興行開催中にサブアリーナで一般利用・大会を行うのは動線や音の問題から難しく、興行主による一体借り上げ（物販等）が一般的である。
- 建設費抑制の観点からサブアリーナの規模適正化も検討項目の一つである。

トレーニング室について

- 既存の施設にはトレーニング室が充実しているため、改修後に面積が縮小されることがあるようであれば独立採算での運用も検討したい。200～300㎡が理想である。プロ選手だけでなく一般の県民も利用できるとよい。
- 興行のない日（平日等）の日常的な賑わい創出のため、子どもの遊び場やフィットネス機能等の導入が有効である。
- 自主事業や任意事業の検討として、フィットネスやプールの可能性を模索中である。
- 日常利用機能として、トレーニング施設、スポーツクリニック、地域交流施設等の導入ポテンシャルがある。
- 非興行日の施設稼働向上のため、トレーニングや健康増進機能を一体整備することが望ましい。

駐車場について

- トラック45台分に加えて、関係者用（一般車両）として50～60台程度のスペースが必要である。
- 敷地内に自走式立体駐車場（500～600台規模）を整備し、不足分は中心市街地駐車場＋熊本市電・MaaS連携で回遊させるべきである。
- 平置きで290台の確保は困難。立体駐車場化や民間収益施設との複合利用の検証が必要である。
- 周辺交通渋滞緩和及びアクセス確保のため、駐車場容量の拡充（立体化等）が必要である。
- 収容人数が飛躍的に増えるにもかかわらず同規模の駐車台数（290台）に留めることで、利用者からの不満が募るおそれがある。
- 敷地制限や緑地確保の観点から290台確保は厳しい可能性があるため、一般来場者は公共交通機関利用を想定している。

VIPルーム・ラウンジについて

- 横浜アリーナのような分かりやすいVIP席はあってもよい。設置するのであれば「座って見られること」と「異なる入口から入場できること」の2点が揃っているとベストである。
- VIPルームはコンサートにおいては不要である。過去に他アリーナで施設職員が勝手に使用するトラブルがあった。バスケットボール用としては良いが、コンサート時は利用不可として別扱いにしてほしい。
- イベント時にセミナールーム（100㎡～300㎡）に作り替えることができるような柔軟なVIPルーム・ラウンジ設計にしてほしい。
- 年間単位で販売する方式と興行ごとに販売する方式のハイブリッドとし、コンサート時には興行主に割り当てることができる形が最適解と考えている。
- VIPルームは敷居を下げて稼働率を上げることや他用途への転用など柔軟な設計が望ましい。B2リーグにおいては首都圏ほどの収益は見込めないと想定している。
- 竣工後すぐにVIPルームやラウンジの仕上げを行わず、開業時は空きスペースとして他用途（会議室等）に利用する手法をとれば、開業時の初期コストを抑制可能である。
- VIPルーム、ラウンジ、物販、飲食等のホスピタリティ機能の充実が必要である。
- VIPルームは1室10万～20万円/回程度を想定している。
- VIPルーム（20室程度）販売で1室あたり年～1,000万/～3,000万円程度の収入が見込める。
- コンサートにおいては特にVIPルームを使用しないため特別な要望はない。
- 熊本らしさが感じられるVIPラウンジや、観客席におけるプレミアムシート・ボックスシートの設置を望む。
- VIPルームやラウンジ等のホスピタリティ機能の最適化によりコスト縮減が可能である。

楽屋・バックヤード等について

- 東京からスタッフが100人程度来るため、大所帯が入れる楽屋の広さが重要である。エンドステージの裏に楽屋が集中している構造が使いやすく、メインの部屋にシャワーやトイレが付いていることが大事である。
- バックヤードは楽屋として、シャワー・トイレ付き個室（4名収容）3～4室、中楽屋（10-15名）4～5室、大楽屋（50名収容）3～4室が必要である。楽屋エリアへの水回り（流し/キッチン）や専用入口・動線も不可欠である。
- VIPルーム及びラウンジを基準ギリギリにし、サブアリーナとメインアリーナでトイレを共用にするなど、無駄なスペースを減らしてコストを抑える工夫が必要である。
- B.PREMIER基準を満たすトイレ器具数等の目標値設定や、多様な競技・運営に係るスポーツ備品・什器（ゴール、支柱、フォークリフト等）の保管場所確保が必要である。

観客席の仕様・可動席について

- 可動席ではなく固定席でよい。7,000人程度で満席になるような客席が理想であり、収容率7割で満席に見える空間づくりがよい。
- 音楽イベントを実施する際、固定席より可動席の方がよいということはない。興行の種類によっては花道を設けるため、可動席が邪魔になる可能性もある。
- 観客席について、マリンメッセ福岡との差別化を図ることで十分な競争力を持てる。
- 壁面収納式移動観客席の活用や、立見席を含めたコンパクトで柔軟な客席配置の仕様指定を要望する。

メインアリーナの床仕様について

- メインアリーナの床は通常フローリングではなく、スポーツ利用時にフローリングの板（ポータブルフロア）を敷くような運用にしてもらうのがありがたい。
- 展示やコンベンション領域において木床はリスクが高く借りたいと思えない。養生しても傷つくリスクを避けるため木床でない施設が選ばれる。
- 11tトラックの直接搬入や設営・転換速度を考慮し、メインアリーナの床は土間コンクリート仕様を強く希望する。
- 木製床よりは土間床の方が活用の可能性が広がる。木製床だと養生が必要となりコンサートを呼ぶハードルが上がる。
- 多目的利用および転換速度向上、耐荷重確保のため土間コンクリート床が必要である。
- トラック乗り入れや各種イベント転換のため土間床を推奨する。
- コンサート利用を考慮し土間コンクリート床を想定し、バスケ時等はポータブルフロア（競技用木床）を敷く。ポータブルフロアの保管場所（ハンドボール2面分等）の明記を要望する。
- 一般体育館であれば木床を張ることもあるが、コンサート需要を考慮するなら避けるべき。
- 床材をコンクリート仕上げとし、スポーツ利用時にパネル式の木製床を敷設する等の運用とすることで建設費の低減が期待できる。

搬入出動線・トラック搬入について

- トラックがそのままアリーナ内に入れることが重要。
- 11tトラックを停車できるスペースや、ステージに近い位置に多くの搬入路を設ける設計が望ましい。作業効率が上がり会場費・人件費が削減できる。
- コンサート開催時はトラックが30～45台程度来るため、搬入口が複数ありトラックが直接メインアリーナに乗り入れられることが重要である。
- 大型車両がアリーナ内に入ることができないのであれば、コンサート事業者やコンベンション利用から敬遠される。
- メインアリーナへの11tトラックの搬出入直接乗り入れは必須条件と考えている。
- アリーナ内に大型車両が直接乗り入れられるような設えが望ましい。
- 10tトラックが直接アリーナに入ることができるかは非常に重要である。さいたまスーパーアリーナは搬出入が他施設と比べて圧倒的に楽で評価が高い。
- 大型トラックの屋内直接搬入ルートの確保が必要である。
- ステージへの入口は対角線上、あるいは4方向から入れるようにしてほしい（横浜アリーナのように4方向から入れるのが参考になる）。

騒音・防音・防振対策について

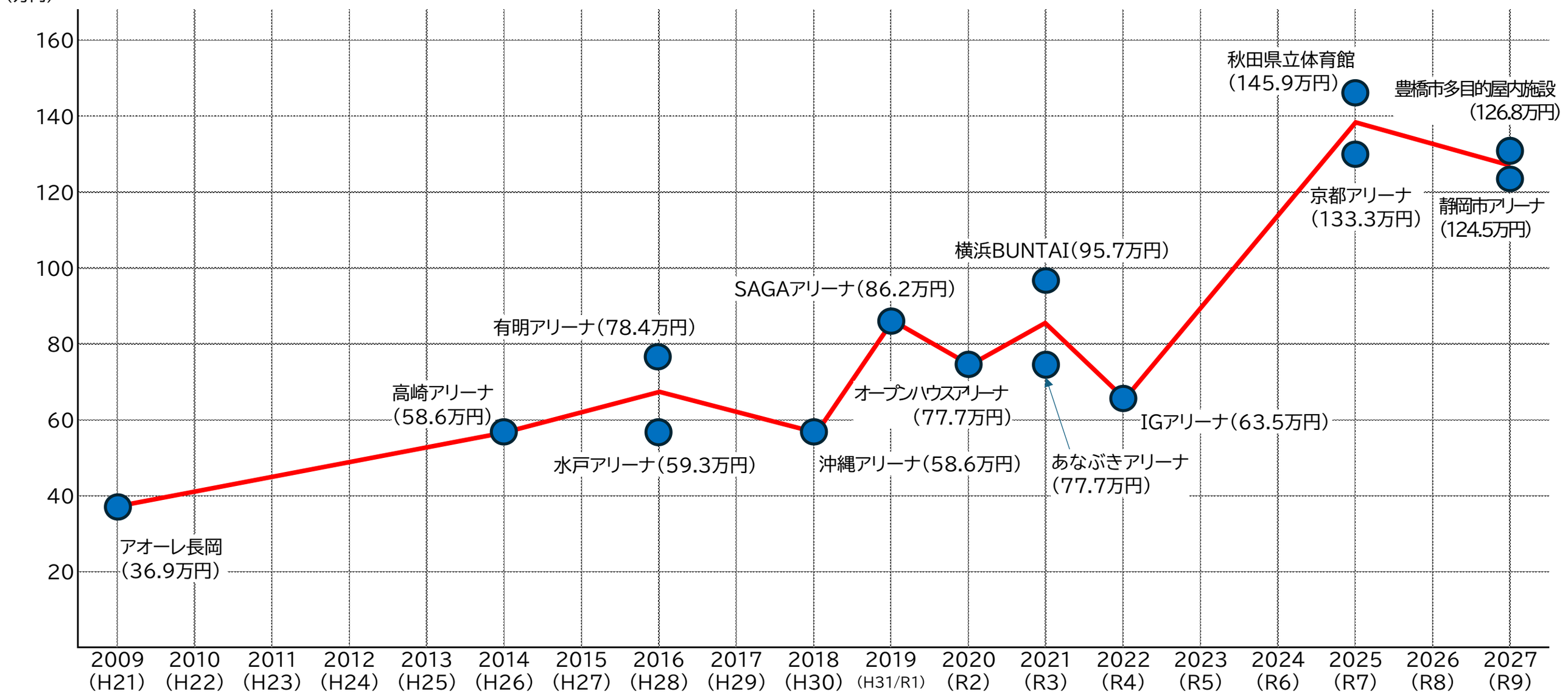
- 周辺に住宅が近接しているため、イベントの音響や歓声、設営・搬出入車両による騒音・振動対策が極めて重要。建物の高い遮音性能（屋根・外壁部材のグレードアップ）やバッファゾーンの確保が必要となり、億単位のコスト影響が見込まれる。
- 周辺に住宅地があるため、どのように音を遮断するかが肝である。
- アリーナ・スタジアム特有の「縦のり振動」が発生するため、設計シミュレーションで抑える必要がある。建物の防音性を高めることが大前提である。
- 周辺環境への影響を考慮し、ハード面での防音対策（国立競技場のような防音幕等の配慮含む）や適切な防音・防振規定が必要である。
- 戸建てやマンションが近接しているため騒音・振動対策が重要である。コンサート時のトラック搬入搬出の出入口と前面道路の関係性を考えた配慮が必要である。

施設整備費等について

- メインアリーナ新築の純工事費ベースで坪単価400万～450万円/坪（約121万～136万円/㎡、座席単価350万～400万円/席）。静岡アリーナ事例（363億円）の建築費指数上昇（+7.2%）を反映すると現状で約389億円（坪単価440万円）に上振れする。
- 直近の類似アリーナ事例を踏まえると、更地ベースでの施設整備費㎡単価は約120万～150万円/㎡程度が必要とされる。
- アリーナ整備の㎡単価相場は100万～150万円/㎡程度であり、今後の物価・労務費の上昇によりさらに上昇傾向にある。
- 更地での標準的な相場として約125万～140万円/㎡を想定。ただし解体費・インフラ移設費・ローリング仮設費は別枠上乗せが必要。
- 昨今の建設資材・労務費の高騰を踏まえると、施設整備費単価は130万円/㎡以上を見込む必要がある。
- 静岡・京都・佐賀事例と同等水準として、80万～120万円/㎡程度がひとつの目安になると想定。
- 仕様や施工条件により変動するが、更地新築での目安として約100万円/㎡程度を想定。
- 昨今の建設費高騰実態を最も反映する指標として座席単価350万～400万円/席を想定。
- 敷地条件や仕様によるが、400万円/坪程度のイメージ。入札直前の実勢価格再設定が必要である。

（工事着工時点）

（公設アリーナ整備に係る平米単価の推移）



競技団体等団体ヒアリング結果
【概要】

需要調査ヒアリング実施状況

No.	団体名
1	熊本県バスケットボール協会
2	熊本県バドミントン協会
3	熊本県ウェイトリフティング協会
4	熊本県ダンススポーツ連盟
5	熊本県ハンドボール協会
6	熊本県バレーボール協会
7	熊本県テニス協会
8	熊本県卓球協会
9	熊本県相撲連盟
10	熊本県柔道協会
11	熊本県バウンドテニス協会
12	熊本ビューストピンディーズ
13	熊本県マーチングバンド協会

No.	団体名
14	熊本ヴォルターズ
15	熊本県武術太極拳連盟
16	熊本県体操協会(体操競技)
17	熊本県剣道連盟
18	フォレストリーヴズ熊本
19	熊本県サッカー協会
20	熊本県少林寺拳法連盟
21	熊本ヴィレックス
22	熊本県弓道連盟
23	熊本県体操協会(トランポリン)
24	熊本県レスリング協会
25	熊本県銃剣道連盟
26	熊本県フェンシング協会

新アリーナの利用意向について＜主要大会・プロ興行・全国規模大会の主要会場（メインアリーナ）として定期利用したいとする意見＞

- 新アリーナをメインホームアリーナとして年間約30試合の公式戦（9月～5月、準備1日・大会2～3日間）で利用したい。
- ホームゲーム全10試合のうち年間3試合程度（10～4月、準備PM半日・大会2日）を新アリーナで開催したい。
- 年間10～20試合程度想定されるホームゲームのうち6日程度（11～3月、準備1日・大会2日間8時～18時）を開催したい。
- SVリーグ（SVグロース）のライセンス要件を満たす主要拠点として、新アリーナで年間数試合（複数節）を開催したい。
- 熊本ヴォルターズのBプレミア参入拠点としての利用に加え、全日本社会人バスケットボール連盟（JSB）主催の全国大会や社会人S1（SB1）全国大会、九州大会（オーバー40・オーバー50選手権等）の主要会場として新アリーナを利用したい。
- 高校新人戦、県高校総体、社会人総合選手権等の主要会場として、また適切な施設環境と料金体系が整えば、熊本マスターズ（11月・10日間・9時～22時）やSJリーグ（1月・2日間・9時～18時）、全日本実業団選手権等の全国規模大会を開催したい。
- 九州高等学校体育大会（6月中旬・木～日4日間）、九州ブロック大会（8月中旬・木～日4日間）、九州高等学校選抜大会（1月中旬・木～日4日間）や、インターハイ・全国高校選抜大会などの会場として新アリーナで開催したい。
- 九州大会（4月・10月、準備0.5日・大会1日 8時～17時）をはじめ、全国大会の主要会場として利用したい。
- オリンピック予選や日本代表国際大会、リーグH公式戦、全国高校総体等の大規模大会を開催したい。
- デビスカップやフェドカップ等の国際大会、ピックルボール大会（4日程度）などの会場として利用したい。
- 九州大会（4月・準備1日・大会2日 8時～18時）や県大会（年間12日程度・月1回・8時～20時）、全国実業団大会等の会場として利用したい。
- 全国中学校柔道大会（8月中旬）や全国高校総体（8月上旬）、全日本体重別柔道選手権、九州大会等を開催したい。
- マーチングフェスティバル（8月上旬・2日間）や、マーチングバンド＆バトントワリングコンテスト県大会・九州大会・全国大会（9月～12月・2～3日間）の主要会場として利用したい。
- 県高校総体、県選手権、ジュニア体操大会の主要会場として利用したい。
- 県リーグ（5月～3月各日8時～22時）、九州リーグ（8月～9月・2日～4日程度）、九州大会（6月～2月・2日～4日）や、全日本フットサル選手権、トップリーグ（Fリーグ）公式戦の招致会場として利用したい。
- 学童オリンピック大会（11月・1日）をはじめ、8年周期の九州ブロック大会、県高校総体等の会場として利用したい。
- 県大会（6月・準備1日・大会1日 8時～17時）をはじめ、全国少林寺拳法大会（11月・準備1日・大会3日）や全国中学生大会（8月・準備1日・大会3日）の主要会場として利用したい。
- 西日本トランポリン競技選手権大会、九州ブロック大会（4日間）、全日本選手権予選等の会場として利用したい。
- 県高校大会や、西日本大会（11月・2～3日間）、九州大会、全国大会等の主要会場として新アリーナを利用したい。
- 九州大会（時期未定、準備1日・大会2日 8時～18時）、県大会（4月・1月、計4日）の会場として利用したい。

新アリーナの利用意向について＜サブアリーナを中心に各種大会・練習・スクール・検定等で利用したいとする意見＞

- 太極拳大会（10月サブ1日、11月メイン1日 9時～17時）をはじめ、ねんりんピックや九州ブロック表演会の会場としてサブアリーナを中心に利用したい。
- 九州ブロック大会（12月・準備18時～・大会2日間 8時～18時）をはじめ、新春親睦交流大会や県選手権大会の会場として利用したい。
- JOCジュニアオリンピックカップ九州（12月・準備1日12時～・大会2日 8時～18時）やNTS合宿（12月・3日間）、ジュニア玉名杯（年3回・1回あたり2日）の会場としてサブアリーナを利用したい。
- トランポリン定期練習（毎月4日程度・平日17～20時/土日祝5時間）、検定会（6月・11月・2月・各1日）、県大会（5～6月・2日程度）の会場としてサブアリーナを利用したい。
- チームのスクール（週1回）や、B.LEAGUE開催時のサブ会場として利用したい。
- 定期練習（毎月4日程度）や大会時のリハーサル会場としてサブアリーナを利用したい。

新アリーナの利用意向について＜利用条件（課題改善）を前提として利用の可能性を検討したいとする意見＞

- 駐車場不足の改善、ステージ設置、公式試合場6面の同時確保等の条件が整えば、県選手権（11月末・年2回・1日）や九州大会での利用を検討したい。
- 常設の屋内相撲場設備がないためメイン・サブとも利用不可だが、建物内に相撲場が設置されれば利用したい。
- 弓道場設備（射場・矢道・的場等）がないため利用不可だが、仮設弓道場資材の設置やサブアリーナを選手控室として活用できるのであれば利用可能である。

余白（クリアランス）・天井高さについて＜コート周囲に十分な余白（クリアランス）を確保してほしいとする意見＞

- 壁面への激突重傷事故を防ぐため、エンドライン・サイドラインから壁面・設置物まで最低2～3m（理想3～4m）の余白を求める。
- 選手の壁面激突事故や怪我を防ぐため、コート外側に最低3m以上の余白を求める。
- アウトボール処理時の激突を防ぐため、コート外側に最低3m以上の余白を求める。
- 試合中の接触を防ぐため、コート間に最低1.5m以上（隣接コート間計3m以上）の余白を求める。
- 演武の進行や待機・吐け出しを円滑にするため、フロアの横両サイドにそれぞれ10m～20mの余白を求める。
- 場外への飛び出し防止および場外安全境界（畳2枚分以上）を確保できる安全余白を求める。
- 壁面からの間隔については、サイドライン側（コート横）7m以上、エンドライン側（コート縦）9m以上の余白を求める。

余白（クリアランス）・天井高さについて＜競技規格を満たす十分な天井高さ（12.5m～14m以上）を確保してほしいとする意見＞

- トスやロビングが天井構造物に接触しないよう、コート上において最低12.5m以上の天井高さを確実に確保することを求める。
- 5m～9mの飛翔高度に対応し、天井構造物や照明・ワイヤーに接触しない障害物のない天井高さを求める。
- バトントワリングや他競技の安全な練習・大会開催のため、メイン・サブ双方で天井高14m以上を確保することを求める。
- シャトルのロビングに対応する障害物のない十分な天井高さを求める。
- ピン球が触れない高い天井構造を求める。

アリーナの規模・コート面数・フロア面積について

- 高校生や社会人の主要大会を1会場で完結させるため、メイン12面・サブ10面の計22面規模のバドミントンコートを確保できる広さを求める。
- ワンフロアで円滑に大会を完結させるため、メイン30台・サブ24台の計50台以上の卓球台を同時設置できる広さを求める。
- 九州ブロック大会等を1施設で完結するため、メイン16面・サブ8面の計24面のコートを設置できるフロア面積を求める。
- 審判・役員配置を集約するため、メイン3面＋サブ1面の計4面コートを同一会場で確保できる広さを求める。
- 大会運営を同一会場で完結するため、メイン2面＋サブ1～2面の計3～4面のハンドボールコートを確保できるフロア面積を求める。
- インドアテニスで同時に8面以上のコートを配置できる広さを求める。
- 九州大会を1日で消化・運営するため、公式試合場を最低6面同時に配置できるフロア面積を求める。
- 県大会で公式コート（7m×7m）4面、全国大会で14～16面を同時配置できるアリーナ面積を求める。
- サブアリーナにおいて、公式試合用および練習用を合わせた4～6マット（30m×60m程度）を同時配置できる広さを求める。
- メインアリーナに公式試合場4面（大型大会は最大8面）と、試合直前のウォーミングアップ用スタンバイマットを同室設置できる広さを求める。
- マーチング公式コンテスト規定に基づき、演武エリアとして最低40m×40m（正方形）のフロア面積を求める。
- 競技規格（1コート14m×8m）に基づき、2コートを同時配置し後方に審判席等を確保できるサブアリーナ面積（31m×36m）を求める。
- 試合場（ステージ）とウォームアップ練習場を同一アリーナ内に同時配置できるスペース（30m×50m）を求める。
- 1つのアリーナ内で公式試合場を最低8面同時に設置できるフロア面積を求める。
- 競技用トランポリン台6台（2台×3ブロック）と安全マット一式を同時配置できるアリーナ面積（38m×50m、約1,900㎡）を求める。
- 近的競技で最低12～15人立ち（横幅20～25m）、および60mの遠的競技に対応できるアリーナおよび敷地スペース（約1,800㎡）を求める。
- バレーボールコート（9人制）を3面配置した上で同時に競技を行い得るよう、競技中の安全確保に必要なコートの間隔（6m以上、隣接コート間計12m以上）を確保することを求める。

観客席数と客席構造・配置について
＜プロ興行・トップリーグ要件を満たす大規模（5,000～10,000席）な観客席数を確保してほしいとする意見＞

- Bプレミアライセンス基準を満たす5,000席以上および1万人規模の大型興行に対応できる客席規模を求める。
- SVライセンス要件を満たす5,000席以上の観客席数を求める。
- 可動席と2階固定席を合わせた4,000～5,000席程度で臨場感を演出できる構造を求める。
- Bプレミア基準を満たし、見やすく臨場感のある1万人規模の客席構造を求める。
- 国際大会や日本リーグ（リーグH）に対応できる5,000～1万人規模の観客席を求める。

観客席数と客席構造・配置について
＜1万人規模への過度な大型化を避け、適正な観客席数（2,000～7,000席）に抑えてほしいとする意見＞

- 建設費・維持管理費の高騰を避けるため、1万人規模への過度な大型化を避け、5,000～7,000席程度の規模で整備することを求める。
- 全中やインターハイ開催に対応するため、2,000～3,000席以上の観客席数を求める。
- 家族・保護者の来場が多いため、県大会・全中レベルで2,000席以上、全国大会で3,000～5,000席以上の観客席を求める。
- 過度な大型化を避け、使い勝手の良い客席数を求める。

観客席数と客席構造・配置について
＜選手待機席（1階）と一般観客・保護者席（2階）を明確に分離してほしいとする意見＞

- 選手・役員が待機する1階フロア席と一般観客・保護者席（2階・1,000席程度）を明確に分離できる客席構造を求める。
- 選手・生徒（500～600名）が安全に待機できるよう、1階待機スペースと2階保護者観覧席を分離できる構造を求める。

観客席数と客席構造・配置について
＜観客席の構造に関する意見＞

- マーチングは正面観覧が基本のため、正面側に約4,000席の一般客席を配置し、反対側を出演者の荷物置き場・待機席とする構造を推奨する。
- 高齢の参加者・観客の上り下り負担を減らすため、フロア上にシートやパイプ椅子を設置してコートと同じ目線で観覧できる構造を求める。
- 大会本部役員が試合場全体を俯瞰し表彰等を行えるよう、アリーナ内へステージ（高くなった本部席）の設置を求める。

床材仕様と補強・保護対策について＜滑らかな木製フロア（板張り）を設置してほしいとする意見＞

- ザラザラした特殊合成床材は足が引っかかり回転やステップに支障をきたすため、滑らかな木製フロア（板張り）を求める。
- 靴底（革製）が引っかからず滑らかに旋回・ステップができる高品質な木製フロアを要請する。
- 回転やステップに支障をきたさない滑らかな木製フロアの設置を求める。
- グリップ性や衝撃吸収性に優れ、滑りによる怪我を防ぐ高品質な木製フロアの常設を求める。
- 踏み込み時の足腰への負担を和らげるスプリング入り木製床を求める。
- 平滑でクッション性を備えた木製フロアを求める。

床材仕様と補強・保護対策について＜土間コンクリート（土間）床を整備してほしいとする意見＞

- バーベル落下時の20t～30tに及ぶ衝撃荷重に耐えられる土間コンクリート床構造および補強工事を要請する。

床材仕様と補強・保護対策について＜専用資材（畳/マット/シート）設営環境を整備してほしいとする意見＞

- ポイントテープの貼り付け・剥離に対応できる床構造（粘着対応可能であれば土間コンクリート床も可）を求める。
- 土間コンクリート仕様の場合でも、養生シートの上に柔道畳500～600枚を隙間なく固定・敷設できる環境を求める。
- コンクリート仕様・木製仕様を問わず、養生シートの上にレスリングマット（4～6面分）を隙間なく固定できる環境を求める。
- 土間コンクリートの場合でも、下地の上に1m角の専用床パネルやタラフレックスを平滑に敷き詰められる構造を求める。
- 1コートあたり81枚の安全用ジョイントマットを平坦に敷設できる床環境を求める。
- 専用人工芝シート（15m×3.5m）を滑らず平坦に敷設できる床構造を求める。

備品保管倉庫と資材搬入動線について＜大型資材・専用備品を保管できる専用倉庫を整備してほしいとする意見＞

- 専用柔道畳（500～600枚分）を保管できる大型倉庫と大型トラック直付け搬入口を求める。
- 分解式防護パネル、安土枠、的立て、畳等の仮設弓道場資材を収納する25㎡～30㎡規模の専用倉庫を求める。
- 大型トランポリン台6台・安全マット一式を格納できる大型倉庫と搬入口の高さ・幅確保を求める。
- バーベルセット・試技台・アップ用器具一式を収納する10m×10m規模の専用倉庫を求める。
- 安全用ジョイントマットを保管する専用倉庫を求める。
- 卓球台50台やフェンス一式を収納できる大型倉庫を求める。
- 専用コートシート24面分やポールの保管倉庫を求める。

備品保管倉庫と資材搬入動線について＜大型トラック（10t/12t）が直付けできる全天候型搬入路を確保してほしいとする意見＞

- 打楽器・精密金属楽器を水濡れから守る屋根付きトラック搬入路（12t・2台分、全天候型）および10tトラック離合通路の確保を求める。
- プロ興行用の大型資材や看板等のスムーズな搬入出動線を求める。

専用設備・映像・音響・演出・競技用機器について
＜大型ビジョン・プロジェクター・デジタル電光掲示板・Wi-Fi等を設置してほしいとする意見＞

- 中央吊り下げ式大型センタービジョン、リボンビジョン、デジタル電光掲示板、音響設備の常設を求める。
- 大型ビジョン、スポットライト暗転照明、常設音響設備の整備および中央吊り下げビジョンの高位置格納機能を求める。
- 得点・リプレイ映像・選手紹介を表示できる大型ビジョンおよび常設音響設備の整備を求める。
- 中央吊り下げビジョン、リボンビジョン、デジタル電光掲示板、音響設備の常設を求める。
- ヒート順や背番号、結果を表示できる大型ビジョン・デジタルサイネージ、自作音源用音響設備の常設を求める。
- 得点表示・リアルタイム採点システム運用のための大型ビジョン、Wi-Fi環境、音響設備の常設を求める。
- リプレイ映像や得点を表示できる大型ビジョン・音響設備を求める。
- 試合時間・得点・退場時間（2分間タイマー）を同時表示できるハンドボール専用デジタル電光掲示板の各コート常設を求める。
- 一面全面鏡張りのスタジオ・多目的室の常設、および演武用音響設備の整備を求める。
- 試技重量や成功・失敗判定を表示できるデジタル電光掲示板を求める。

専用設備・映像・音響・演出・競技用機器について＜防音構造を求める意見＞

- 大音量演奏に対応する建物の防音・遮音構造、防音練習室（2部屋）、天井吊り下げ耐荷重構造の整備を求める。

冷暖房（空調）設備・競技環境について＜冷暖房（空調）設備の完備を絶対条件として求める意見＞

- 熱中症防止および年間を通じた安全な競技環境の保持のため、メインアリーナ、サブアリーナ、控室、会議室を含めた冷暖房（空調）設備の完備を絶対条件として要望する。

冷暖房（空調）設備・競技環境について＜競技特性に応じた風圧・照度・室温への配慮をしてほしいとする意見＞

- シャトルの軌道に風が直接当たらない空調方式（ラジエーター式・配風設計）の導入を求める。
- ピン球の飛翔に風圧が直接影響しない空調構造を求める。
- 天井の照明機器が斜めに設置されていると視界に光が入るため、照明が天井から垂直に照らされている構造を求める。
- Bリーグ規程に基づく1,400ルクス以上の照度と厳格な室温管理体制を求める。

諸室・控室の部屋数と配置について＜審判員専用控室の常設と完全独立動線を確保してほしいとする意見＞

- 審判員が一般観客や選手と交差・会話しないよう、コートに近接した同階の位置に専用控室を配置し、完全独立した動線を確保することを求める。
- 男女別および講習会等に対応できるよう、仕切りを備えた50名規模の審判控室をアリーナ近接位置に配置することを求める。
- スタッフ室6室（150人）、1階大会本部室3～4室、審判・ボランティア用小部屋10室、超VIP室2室、一般VIP室2室、VIPラウンジ3室の併設を求める。
- 審判員が選手・関係者と途中接触しないよう、審判員専用控室をアリーナと同階近接に配置し独立動線を確保することを求める。
- 100人規模が集まる会議室（50～80人収容）、役員・来賓控室（2室）、審判控室（100人収容）、ドーピング室、医務室の整備を求める。

諸室・控室の部屋数と配置について＜男女別の専用更衣室・ロッカールームを確保してほしいとする意見＞

- 女性競技者の増加に対応するため、アリーナに近接した男女別の専用更衣室・ロッカールームおよび審判控室・役員室の完備を求める。
- 審判控室（60名以上）、役員・来賓控室（100名）、集計部屋、女子専用更衣室・ロッカールームの確保を求める。
- 男子・女子の専用更衣室および審判控室の整備を求める。

諸室・控室の部屋数と配置について＜チーム控室・多目的控室・大会本部室を複数確保してほしいとする意見＞

- 連続する試合に対応するため、チーム控室（1室20名収容で最低6部屋）、審判室、役員室、医務室、ドーピング室の完備を求める。
- チーム控室2室（シャワー込み・40人）、役員・来賓控室4室（70人）、医務室1室（5人）の確保を求める。
- 役員・来賓控室2室（50人）、代表者会議室1室（80人）、審判控室（20～30人）の整備を求める。
- 役員・来賓控室（20人）、審判室、医療室（2～3人）、学科試験会場（50人）の整備と、的貼り・手洗いに必要な水回り（洗面・水洗設備）の設置を求める。
- 生音が直接届く開閉可能な大型窓を備えた専用審査員室（ジャッジ7～10名）や、大型防音控室（150人室、80人室）の整備を求める。
- 理事会用会議室（20人）および審判団打合せ・着替え用控室（20人）の整備を求める。

諸室・控室の部屋数と配置について＜温水シャワー室を設置してほしいとする意見＞

- 全身の土・砂を洗浄できる温水シャワー室の設置を求める。

利用料金について

- 商業興行とアマチュア大会の料金体系を完全に分離し、高校生・アマチュア団体に対する低廉な料金設定や減免制度を適用することを求める。
- 高校生・小中学生のアマチュア団体に対し、一般文化興行料金ではなくスポーツと同等の低廉な料金体系や学校関係者割引・免除規定を適用することを求める。
- 収益規模が発展途上のクラブやアマチュア団体に配慮し、一律の高額設定ではなく段階的な減免制度を適用することを求める。
- 一律の高額料金ではなく、減免措置や使用規模に応じた柔軟な段階的料金体系の設定を求める。

回答	団体数
現行の県立体育館と同等水準を要望	10
現行の1.5倍～2倍程度を許容	4
具体的な金額を提案	2
その他	4

※1日当たり、約1万円、約12万円を希望するとの意見があった。

施設予約・優先先行予約制度・運用スケジュールについて＜1～2年前からの「優先先行予約制度」を導入してほしいとする意見＞

- 全国大会・九州大会・県高校総体等のスケジュール早期確定のため、一般予約に先立ち1年前から確保できる優先先行予約制度の導入を求める。
- 九州大会や全国大会を熊本へ誘致・決定するため、1年前から日程を確定できる優先先行予約制度の適用を求める。
- 国際大会や全国大会早期確定のため、1年前優先先行予約制度と前日準備から3日間連続貸出運用を求める。
- 九州大会や全国大会誘致のため、1年前からの優先先行予約制度導入を求める。
- 全国中学生大会等を熊本に決定・誘致するため、1～2年前からの優先先行予約制度の導入を求める。
- 九州大会・全国大会の招致・開催日程早期確定のため、1年前からの優先先行予約制度の導入を求める。
- 全国大会等のスケジュール確保のため、1年前優先予約と前日金曜設営から日曜夕方撤収までの連続借り切り運用を求める。
- 九州大会・全国大会を誘致するため、1年前からの優先先行予約制度の導入を求める。
- 大規模大会誘致のため、1年前からの優先先行予約制度の導入を求める。
- 開催日程早期確定のため、1年前からの優先先行予約制度の導入を求める。
- 九州大会や全国合宿確定のため、1年前からの優先先行予約制度の導入を求める。
- ヴォルターズとの重複に対し、1年前からの優先調整ルールおよび同日ダブルヘッダー運用を提案する。

施設予約・優先先行予約制度・運用スケジュールについて＜早朝利用（朝7～8時）や前日準備からの連続貸出運用をしてほしいとする意見＞

- 朝7時からの早朝開館・設営運用を求める。
- 早朝からの開館・設営運用を求める。
- 朝7時～8時からの早朝利用開館を求める。
- 朝8時からの開館・早朝利用を求める。
- 前日準備・2日間連続貸出運用を求める。

駐車場と交通アクセスについて＜関係者・参加者用駐車場（200台以上）やバス・トラック駐車枠を確保してほしいとする意見＞

- 荷物の多い高齢競技者（約8割が車来場）のため、関係者・参加者用駐車場（200台分以上）の確実な確保または立体駐車場整備を強く求める。
- 保護者・祖父母同伴の車来場が多いため、関係者・参加者用駐車場（290台計画の拡大・立体駐車場検討）の確保を求める。
- 児童生徒の大型バスや資材トラック（10t・12t車複数台）が安全に駐車・待機・周回・すれ違い・転回できるスペース・通路幅員を求める。
- マイクロバスや役員・保護者の自家用車来場に対応する駐車場の確実な確保を求める。
- 高齢競技者の道具持ち込み車移動に対応する駐車場の十分な確保を求める。
- 自家用車移動割合が高いことに対応する駐車場の確実な確保を求める。
- バスや自家用車で来場する選手・保護者用駐車場の確保を求める。
- 関係者・参加者用駐車場の確保を求める。

駐車場と交通アクセスについて＜一般観客・選手には公共交通機関利用を原則化してほしいとする意見＞

- 敷地内駐車場は役員・関係者用に特化し、一般観客・選手にはJR上熊本駅や市電等の公共交通機関利用を原則化する運用方針を定めることを求める。
- JR上熊本駅からの徒歩誘導、シャトルバス運行、関係者駐車場の確実な確保を求める。
- 近隣商業施設への無断駐車を防ぐ警備体制強化、臨時遠隔駐車場整備、公共交通機関（JR・市電・シャトルバス）連携対策を求める。

飲食・賑わい機能について

- 大会参加者や家族が1日快適に過ごせるよう、館内カフェ・飲食店の併設やキッチンカー出店スペースの確保を求める。
- 試合の合間や昼食時に快適に過ごせるよう、カフェ・売店・自販機コーナーの併設やキッチンカー出店スペースの整備を求める。
- 商業施設、飲食店、カフェ、売店を併設し、参加者や家族が試合の合間に快適に滞在できる賑わい空間の創出を求める。
- フードコーナーの常設、カフェ・飲食エリア、賑わい施設の併設を求める。
- VIPルーム、スイートラウンジ、カフェ・飲食店舗の併設を求める。
- カフェ・売店の併設やキッチンカー出店スペースの整備を求める。
- 売店やカフェ、キッチンカー出店スペースの整備を求める。
- アリーナ周辺の賑わい施設、飲食・グッズ店舗の充実を求める。
- 飲食ブース、キッチンカー、アルコール販売、オフィシャルグッズショップなどの展開による賑わい創出を求める。
- 観客向け飲食・物販スペースの整備を求める。

熊本県アリーナ整備・運営等事業
実施方針（案）
【概要】

熊本県アリーナ整備・運営等事業実施方針（案）【概要[1/5]】

1. 特定事業の選定

※特定事業…公共施設等の整備等に関する事業で、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（PFI法第2条第2項）

（1）事業名称　：　熊本県アリーナ整備・運営等事業
（2）事業に供される公共施設　：　熊本県アリーナ
（3）公共施設の管理者　：　熊本県知事　木村 敬
（4）事業目的　：　検討会議からの提言を踏まえ、熊本県立総合体育館を新アリーナとして現地再整備を行うこととし、以下のビジョン・コンセプトに示す施設の実現を目指す。

＜ビジョン＞

- スポーツを通じ、県民の心身の健康を増進し、多くの人々に夢や感動をもたらすとともに、熊本の将来を担う子どもたちに、未来への希望と力強く生きていく力を育むなど、人々が幸せで充実した生活の実現に重要な役割を果たす。
- スポーツのみならず、コンサートやイベント等のエンターテインメントでの活用など、大規模集客施設として、商品やサービスの消費活動の促進や雇用創出を図り、県内外、国内外からの交流人口を惹き寄せ、九州をはじめとする県内外に様々な変革をもたらすインパクトを与える。
- 大規模災害のような有事には、県民の命を守り、安全安心を届ける。
- くまもと新時代を創造する基盤として、官民共創により、多方面において県勢を発展させ、令和8年熊本地震からの新たな創造的復興を力強く後押しする拠点となることを目指す。

＜目指す施設像（コンセプト）＞

「する」・「みる」・「ささえる」施設

スポーツを「する」・「みる」両面の機能充実を追求し、スポーツ振興を「ささえる」施設

- ✓ 県民が日常的にスポーツに親しみ、楽しむことができることはもちろん、アスリートが安全・快適にプレーできる「する」機能を追求した施設
- ✓ アマチュアスポーツに加え、大規模・国際スポーツ大会やプロスポーツなど、トップアスリートのプレーを快適に観戦できる「みる」機能を追求した施設
- ✓ スタッフや競技関係者、スポンサー・企業等が、スポーツを支える活動や運営を行いやすい「ささえる」機能を追求した施設

「選ばれる」施設

県内外から多くの誘客ができ、人々から「選ばれる」施設

- ✓ 主催者や興行主の利便性を追求し、県内の他の施設との共存の下、これまで県内では開催できなかったスポーツ大会やコンサート等の会場として「選ばれる」施設
- ✓ 県内の競技団体、イベント主催者、法人、地域団体等からも主要なスポーツ大会やイベントの会場として「選ばれる施設」
- ✓ 人々が何度も訪れる「選ばれる」施設

「楽しむ」施設

地域住民が愛着を持ち、多くの県民が日常的に訪れ賑わいが創出される「楽しむ」施設

- ✓ 周辺の地域住民が愛着を持ち、多くの県民がイベント等がない日でも足を運び、日常的に賑わいが創出される「楽しむ」施設

「まちづくりの核」となる施設

地域社会・地域経済の活性化を促す「まちづくりの核」としての施設

- ✓ 民間事業者のノウハウを最大限活かし、施設の集客力・収益性を高め、人と人、人と企業、企業と企業等、多種多様な主体の連携・交流・結びつきを促進する施設
- ✓ 中心市街地への人流を創出し、県内各地域への飲食、宿泊、観光への波及や新たなビジネス創出を促す「まちづくりの核」となる施設

「県民の命と安全安心を守る拠点」となる施設

大規模災害などの有事の際に「県民の命と安全安心を守る拠点」としての施設

- ✓ 令和8年熊本地震をはじめとする過去の災害の経験などを踏まえ、避難所や防災活動拠点といった「県民の命と安全安心を守る拠点」となる施設

（5）特定事業の選定方法　：　民間資金、経営能力及び技術的能力の活用により、効率的・効果的に実施されることを客観的に評価した上で、特定事業として選定する。
（6）事業概要

ア　事業方式　PFI法に基づき、BT＋公共施設等運営事業（方式）により実施する。なお、指定管理者制度を併用する。

イ　対象施設

メインアリーナ	サブアリーナ	トレーニング室	諸室	駐車場等
➢ 主に大規模・国際スポーツ大会やプロスポーツの試合、コンサート、MICE等が開催できるメインアリーナ。 ➢ 競技面積はハンドボール2面以上、バレーボール(9人制)3面以上とし、46メートル×70メートル以上の面積を想定。 ➢ 収容人数は1万人程度の規模を想定。	➢ 主に学生・アマチュアの主要大会や地元スポーツクラブなど様々な主体が利用できるサブアリーナ。 ➢ 競技面積はハンドボール1面以上、46メートル×30メートル以上の面積を想定。 ➢ 収容人数は1千人程度の規模を想定。	➢ トップアスリートや県民の日常的なトレーニングに利用できるトレーニング室。	➢ 更衣室、トイレ、事務室、VIPエリア、その他スポーツ大会等の管理・運営上必要な各種諸室。	➢ 敷地内の駐車場（290台以上）や車路、搬入スペース、外構等。

ウ　事業範囲

特定事業						任意事業	
共通（統括マネジメント）	設計・建設			開業準備	維持管理・運営実施		
	設計	建設	解体・撤去		維持管理	運営実施	
➢ 統括管理業務 ➢ 運営企画業務 ➢ 総務・経理業務 ➢ ｾﾙﾌﾓﾆﾀﾘﾝｸﾞ業務	➢ 事前調査業務 ➢ 設計業務	➢ 建設 ➢ 什器備品設置 ➢ 工事監理 ➢ 施設引渡し	➢ 解体・撤去工事	➢ 利用規約案策定 ➢ 予約管理 ➢ 料金収受 ➢ 広報・誘致 ➢ 行政等への協力	➢ 保守管理 ➢ 修繕等 ➢ 衛生管理・清掃 ➢ 保安警備 ➢ 植栽維持管理	➢ 予約管理 ➢ 料金収受 ➢ 広報・誘致 ➢ 行政等への協力 ➢ 総合案内	➢ アリーナの価値を高めるとともに、収益性を高める事業

エ　事業期間・事業スケジュール（予定）

令和10年（2028年）3月	～令和15年（2033年）2月	～令和45年（2063年）3月
特定事業契約の締結	設計・建設期間／施設の引渡し・運営権の設定（5年）	維持管理・運営期間（30年1月）

熊本県アリーナ整備・運営等事業実施方針（案）【概要[2/5]】

1. 特定事業の選定

（7）事業者の収入及び費用

ア　運営権対価

- 応募者は、対象施設の設計・建設費の額及び運営権対価を提案する。

イ　県負担額

- 県費負担額は、設計・建設費から運営権対価を差し引いた額とし、予定価格を設定する。なお、維持管理・運営費は、県負担額の対象としない（応募者の独立採算）。

ウ　収入

- 事業者は、利用料金等による収入を得ることができ、当該収入は事業者に帰属する。
- また、県と賃貸借契約を締結のうえ、第三者に転貸借を行うことができ、この場合、県は事業者から賃貸借による貸付料は徴収しない。
- なお、メインアリーナについて、年間●●日分の枠を固定額で借り上げ、県民等の利用機会を確保する県民利用枠（※）を設定することを検討している。県民利用枠に係る利用料金は県が定め、当該利用料金収入は県に帰属するものとする。
- 県民利用枠以外の利用に係る利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議の上で事業者が金額を設定する。

※県民利用枠：県民が比較的低廉な価格でメインアリーナを利用できる機会を創出するため、県がメインアリーナの年間一定日数を有償（県が当該日数分の利用料金を負担）で借り上げる枠のことをいう。

エ　維持管理・運営費

- 事業者の負担とする。

オ　任意事業に係る費用

- 実施者の責任及び費用負担において行う。

（8）収益等の帰属

- 運営で生じる利益及び事業者の追加投資・創意工夫によって生じる収入の増加や経費節減による利益は、原則として全額を事業者の帰属とする。

（9）運営権の存続期間終了時の取扱い

ア　運営権

- その存続期間の終期をもって消滅する。

イ　対象施設の引継ぎ等

- 運営権の存続期間の終期の翌日又はそれ以降で県が指定する日のいずれかの日に、県又は県の指定する者に引き継ぎ、退去しなければならない。

ウ　事業者の保有資産等（備品等含む）

- 事業期間終了時に事業者の責任及び費用負担により処分する。ただし、県等は必要と認めたものを引き継ぐことができる。

エ　業務の引継ぎ

- 運営権の存続期間終了前において、自らの責任と費用負担により、業務が円滑に県等に引き継がれるよう、十分な準備期間を確保のうえ、適切な引継ぎを行わなければならない。

（10）追加投資等の取扱い

ア　県の保有資産等

- 事業者は、県の承認を得た上で、自らの責任及び費用負担により、サービス向上及び収益性の改善・確保に資する追加投資を行うことができる。追加投資の部分は県の所有物となる。
- なお、対象施設の外観等を大きく変更するものや固定観客席を大きく減らすもの、法令に違反するもの等に係る追加投資は、原則認められない。

イ　事業者の保有資産等

- 県と事前に協議した上で、新規投資、改修又は追加投資を行うことができる。ただし、アと同様に対象施設の外観等を大きく変更するもの等は、原則認められない。

ウ　大規模修繕

- 県は、必要と判断した場合、大規模修繕を県の費用負担において実施する。実施時期及び回数は、施設引渡し後15年から20年までの間の1回を想定する。
- 県は、事業者に対し、大規模修繕期間中の休館に伴う営業補償は行わない。

（11）事業に必要な法令等の遵守

- 事業者は、PFI法のほか、関係法令、条例等を遵守しなければならない。

熊本県アリーナ整備・運営等事業実施方針（案）【概要[3/5]】

2. 事業者の募集・選定

（1）事業者の募集及び選定方法　：　総合評価一般競争入札方式を採用する。
（2）応募手順及びスケジュール　：　次のとおりとし、詳細は入札説明書等公表時に示す。

令和9年（2027年）				令和10年（2028年）	
4月	6月	9～10月	12月	1月	3月
➢ 入札公告、入札説明書等の公表 ➢ 説明会の開催	➢ 参加表明書の受付 ➢ 参加資格の確認	➢ 提案書の提出締切	➢ 落札者決定 ➢ 基本協定の締結	➢ 事業契約の仮契約	➢ 事業契約の締結

（3）応募者の構成及び参加資格要件

ア　応募者の構成

- 単一の企業又は複数の企業で構成されるグループ（応募者等）とする。
- 本事業に係る業務は、事業者が自ら実施するか、当該応募グループの構成企業（事業者への出資企業）又は協力企業（事業者に出資しない企業）に委託されることを原則とする。
- 応募グループの代表企業は、原則変更できない。ただし、あらかじめ代表企業の変更を明示した上で、運営実施業務開始後、県が承認した場合に限り、代表企業を変更できる。またSPCの経営を主導できる出資比率を事業期間中、維持しなければならない。
- 応募者等又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係において関連がある者は、他の応募者を構成する企業として本事業には参加できない。

イ　応募者等の要件

①一般要件

- 応募者等は、PFI法に規定する欠格事由（破産手続開始の決定を受け復権を得ていない者、暴力団員など）等に該当しないこと。
- 提案書提出時点では、特定のスポーツ団体等（プロスポーツチームの運営会社及び競技団体）が応募者となることは認めない。ただし、当該スポーツ団体等と資本関係又は人的関係において関連がある者についてはこの限りではない。

②個別要件

応募企業・代表企業	➢ 熊本県物品・業務委託競争入札参加資格者名簿又は熊本県工事入札参加資格有資格者名簿に登録していること
設計・工事管理企業	➢ 熊本県調査・測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格のうち、建築一般業務の入札参加資格を有すること ➢ 一級建築士事務所の登録を行っていること ➢ 上記に加え、延床面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設に係る基本設計等の実績を有すること
建設企業	➢ 熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づく名簿に登載されていること ➢ 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること ➢ 直近の経営事項審査結果の総合評定値において、建築一式が820点以上であること ➢ 延べ面積5,000㎡以上の屋内スポーツ施設に係る施工の実績を有すること
解体・撤去企業	➢ 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること

（4）提案の審査及び事業者の選定

ア　審査に関する基本的な考え方

- 県は、本事業の事業者選定委員会を設置する。選定委員会において事業提案書の審査を行い、県は、当該審査結果を踏まえ、落札者を決定する。必要に応じて、応募者等に対してヒアリングを行う。

イ　審査手順

①資格審査…参加要件及び資格要件に関する審査
②提案審査…事業提案書の内容が要求水準を満足していることを確認する「基礎審査」と、提案内容に対する総合的な評価を行う「総合評価」

ウ　事業者の選定

- 総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。なお、応募者がいない等の理由により、本事業を実施することが適当でないと県が判断した場合には、事業者の選定は行わない。

（5）契約に関する基本的な考え方

- 契約の締結に先立ち、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項等を規定した基本協定を締結する。
- 落札者は、会社法に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とするSPCを仮契約締結前までに県内に設立する。
- 県とSPCは、施設の設計・建設や運営権に関する事項を包括的かつ詳細に規定する事業契約を締結する。
- 県は、運営権設定に係る熊本県議会の議決を得るとともに、事業者に対して運営権設定書を交付する。

熊本県アリーナ整備・運営等事業実施方針（案）【概要[4/5]】

3. 事業の適正かつ確実な実施等の確保

(1)リスク分担の考え方
- 本事業におけるリスク分担の考え方は、リスクを最も管理することができる者が当該リスクを分担することとし、事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。
- ただし、県が負うべき合理的な理由がある事項については、県が責任を負うものとする。
- 予測されるリスクと責任分担は、原則として「リスク分担表」のとおり。

(2)要求する性能等
- 事業者は、入札説明書等及び提案内容を踏まえ、施設の機能が十分発揮できるように、設計・建設・維持管理・運営を行う。

(3)事業者の責任の履行の確保
- 事業者は、事業契約書に従って責任を履行する。なお、建設工事の履行を確保するために、履行保証保険等による建設工事期間中の履行保証を受けることとする。

(4)事業者の権利義務等に関する制限及び手続

ア 運営権の譲渡
- 事業者は、原則、運営権の譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。
- ただし、事業者から運営権の譲渡について申請があった場合は、新たに運営権者となる者について事業者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合かつ譲渡後においても運営権の存続期間終了まで本事業を安定的に実施継続可能と認めた場合に限り、譲渡等に係る許可を行うことを想定している。

イ 契約締結後の株式の新規発行・処分

①完全無議決権株式
- 事業者は、会社法の規定に従い、同株式を発行し、割り当てることができる。完全無議決権株式を保有する者は、譲渡又は質権その他の担保権の設定をすることができる。

②議決権付株式
- 議決権付株式の発行及び処分に係る承認手続きの詳細については、今後、入札説明書等公表時に示す。

4. 施設の立地・規模・配置

(1)立地条件
- 本事業の事業対象区域は、JR上熊本駅に近接する県有地である「アリーナ予定地」とする。（右図）
- 県道31号に面する敷地南西角の一区画は交番用地として、一部拡大する予定であり、今後県によって敷地分筆を行う。拡大後の交番敷地（約324㎡）を除いた土地を本事業の対象範囲とし、交番の解体・新築等は県による別事業として実施する。
- 現状は現体育館の敷地として利用されており、これら建築物の解体工事も含めた整備事業となる。ただし、可能な限り県民利用等を継続するため、メインアリーナが建設されるまでは、現体育館の大体育室棟の機能を維持した計画とする。詳細については、入札説明書等公表時に示す。

(2)周辺インフラの整備状況
- 事業対象区域周辺のインフラ（電気・ガス・水道・下水道・通信等の設備）の整備状況等は、入札説明書等公表時に示す。

(3)対象施設の計画
- 本事業の対象施設及び事業対象区域内の既存工作物の取扱等の詳細については、入札説明書等公表時に示す。



所在地	アリーナ予定地：熊本県熊本市西区上熊本1丁目9番28号		
面積	約33,057 ㎡		
土地所有者	熊本県	建ぺい率	60%
区域区分	市街化区域	容積率	200%
用途地域	準工業地域	防火・準防火地域	—
熊本都市計画区域	熊本都市計画区域内		
大規模集客施設制限地区	特別用途地区（大規模集客施設制限地区）では、大規模集客施設（観覧場の客席部分（固定席、VIP席、移動観覧席等を含む。）及び民間収益施設等（店舗・飲食店等）に係る対象用途部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの）を建築してはならない。 既存不適格建築物の増床については、条例施行時の1.2倍以下とする。		
熊本城周辺地域（一般地区）	海抜55mを超えないこと。		

熊本県アリーナ整備・運営等事業実施方針（案）【概要[4/5]】

5. 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置

- 事業契約の解釈に疑義が生じた場合には、県及び事業者は、誠意をもって協議する。本事業の契約に関する紛争は、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6. 事業の継続が困難になった場合における措置

- サービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。
- サービスが要求水準を下回るなど、事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合には、県は事業者に対して改善指示を行い、改善策の提出・実施を求める。事業者が倒産するなどした結果、事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合には、県は契約を解除することができる。この場合、事業者は県に生じた合理的損害を賠償する。
- 県の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合には、事業者は、契約を解除することができる。この場合、県は、事業者に生じた合理的損害を賠償する。
- その他の事由により本事業の継続が困難となった場合には、契約書に列挙した事由ごとに適切な措置を講じる。

7. 法制上・税制上の措置、財政上・金融上の支援

- 現時点では法制上・税制上の優遇措置は想定していないが、法令の改正等により、優遇措置が適用される場合には、県及び事業者で協議を行う。
- 事業者は、県が国庫補助金等の申請業務等を行う場合には、これに協力し、検査業務についても協力する。
- 県は、事業者が事業実施に必要な許認可等に関し、可能な範囲で必要な協力を行う。

8. その他

- 本事業に関する情報提供は、県のWebページを通じて適宜行う。
- 県は契約に関する議案を協定締結後の直近に行われる県議会に提出する予定である。
- 事業提案書の作成等、本事業の入札参加により応募者に生じる費用は、いかなる場合であっても、全て応募者の負担とする。
- 使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

熊本県アリーナ整備・運営等事業実施方針（案）【概要[5/5]】

リスク分担表（主なもの）

	項目		内容	負担者	
				県	事業者
共通	入札説明書リスク		➢ 入札説明書の誤り、内容の変更	○	
	応募リスク		➢ 応募費用の負担		○
	契約リスク	✓ 契約締結	➢ 県の事由によるもの	○	
			➢ 事業者の事由によるもの		○
	社会リスク	✓ 周辺住民等への対応	➢ 周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等	○	
			➢ 事業者の実施する業務に起因するもの		○
		✓ 第三者賠償	➢ 県の事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
			➢ 事業者が実施する業務に起因して発生する事故、施設の劣化など維持管理の不備による事故等		○
		✓ 環境保全	➢ 事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音等の周辺環境の悪化等		○
	制度関連リスク	✓ 政策・法制度・税制度・許認可取得	➢ 県の政策方針の変更による事業の中止、費用の増大 ➢ アリーナの整備・運営等に影響を及ぼす法制度・税制度の新設・変更 ➢ 県が取得すべき許認可の遅延	○	
			➢ 任意事業の実施に影響を及ぼす法制度・税制度の新設・変更 ➢ 広く一般に適用される法制度・税制度の新設・変更 ➢ 事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	安全確保リスク		➢ 建設・運営・維持管理等における安全確保、リスクをカバーする保険の付保		○
	マーケットリスク	✓ 資金調達	➢ 県による一般財源等の必要な資金の確保	○	
			➢ 事業者による必要な資金の確保		○
	不可抗力リスク		➢ 天災等大規模な災害及び暴動当予測できない事態の発生による事業の延期・中断、契約解除等	○	○
	債務不履行リスク		➢ 県の債務不履行、支払い遅延等	○	
			➢ 事業者の事業放棄、破綻、契約に規定した条件を満足しない場合等		○
設計段階	設計等リスク	✓ 設計変更、測量調査、着工遅延等	➢ 県による提示条件、指示の不備、要求に基づく設計変更等 ➢ 県が実施した測量、調査に関するもの ➢ 県の事由による着工遅延に関するもの	○	
			➢ 事業者による提案内容、判断の不備等による設計変更等 ➢ 事業者が実施した測量、調査に関するもの ➢ 事業者の事由による着工遅延に関するもの		○
建設段階	用地リスク	✓ 地中埋設物	➢ 土壌汚染、地下埋設物に関するもの（事前提示した情報から合理的に判断できる範囲を超えるもの）	○	
	工事費・工期リスク	✓ 工事費増加（物価変動）、工事遅延	➢ 県の提示条件不備や指示による設計変更に伴う工期遅延・事業費の増加 ➢ 建設期間中の物価変動に伴う工事費の増加（事業者負担は契約で定めた範囲内の増減に限る）	○	
			➢ 事業者の事由による工期遅延・工法変更等に伴う事業費増加及び工期遅延 ➢ 建設期間中の物価変動に伴う工事費の増減（あらかじめ契約で定めた範囲内に限る） ➢ 任意事業の工期や設計変更に伴う工期遅延・事業費の増加、物価変動による事業費の増減		○

熊本県アリーナ整備・運営等事業実施方針（案）【概要[5/5]】

リスク分担表（主なもの）

	項目		内容	負担者	
				県	事業者
維持管理・運営段階	計画変更	✓ 事業内容・用途の変更	➢ 県の指示や事由等により事業内容・用途の変更に関するもの	○	
			➢ その他の事由等により事業内容・用途の変更に関するもの		○
	事業リスク	✓ 需要変動等による事業収支の変動等	➢ アリーナ及び任意事業の需要変動による事業収支の変動に関するもの		○
	運営・維持管理費用	✓ 運営・維持管理費用の増大	➢ 県の指示等の事由によるアリーナの運営・維持管理費用の増大に関するもの	○	
			➢ その他の事由によるもの		○
	施設・設備等損傷	✓ 施設・設備損傷	➢ 県の責めによるもの	○	
			➢ 事業者の責めによるもの		○
	修繕	✓ 修繕費	➢ 県が実施するアリーナの大規模修繕に関するもの	○	
			➢ その他の事由による修繕費の増減に関するもの		○
	性能	✓ 要求性能の不具合	➢ 契約で規定した要求性能の不具合によるもの		○
	情報流出	✓ 個人情報流出等	➢ 事業者の責めによる個人情報流出等		○
	物価変動	✓ 維持管理・運営経費の増減	➢ 物価変動に伴う事業者の維持管理・運営経費増減		○
	運営権の取消し	✓ 運営権の取消し	➢ 緊急事態が発生した場合等、PFI法第29条第2項に基づき県が事業者の運営権を取消す場合	○	
事業終了	施設退去リスク	✓ 退去費用	➢ 契約終了に当たって施設退去に伴い発生する費用		○
	施設の状態	✓ 退去時の要求水準達成状況	➢ 契約終了時の施設の状態に関する要求水準の未達		○

熊本県アリーナ整備・運営等事業
要求水準書（案）
【概要】

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書（案）【概要[1/8]】

第1章. 総則

1 要求水準書の位置づけ

- 熊本県アリーナ整備・運営等事業（以下、「本事業」）を実施する事業者の募集・選定に当たり、応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものとして位置づけ、本事業の遂行に関し、県が事業者に要求する業務水準を示し、応募者の提案に係る具体的な指針となるもの。

5 要求水準の変更

（1）要求水準の変更

・ 県は次に該当する場合は、事前に事業者と協議のうえ、要求水準書を見直すことがある。

ア 法令等の変更等により業務内容を著しく変更せざるを得ないとき。

イ 災害、事故等により、特別な業務内容が必要なとき又は業務内容を著しく変更するとき。

ウ 県の事由等により業務内容の変更等が必要なとき。

（2）要求水準の変更に伴う契約変更

・ 県と事業者は、要求水準の変更に伴い、これに必要な契約の変更を行う。



アリーナ予定地（現県立総合体育館敷地）

第2章. 設計・建設段階

Ⅰ 設計業務

1 総則

（1）基本方針（主要部分）

ア 多種多様な利活用、幅広い利用者に対応できる施設の実現

県が有する施設ではこれまで開催が実現できなかった、イベント興行（最高峰のスポーツ、コンサート興行）が開催できるなど、多種多様な利活用に対応できる施設とし、幅広い分野や障がいの有無に関わらない利用者に適したセキュリティレベルの設定やホスピタリティの提供が可能な施設とすること。

ウ 安全・安心なまちづくりに対応した施設の実現（防災等関連）

災害等に強い施設とするため、震災や火災、風水害等の非常時における対策に備え、避難の安全性に配慮した施設とし、退避施設や備蓄倉庫の設置など、周辺地域における防災対策等の拠点となる施設とすること。

カ 近隣住民及び関係行政機関からの要望への対応

事業者は、各業務を行うに当たり、近隣住民及び関係行政機関からの要請や意見に配慮し、地域の要望にできる限り応えられる施設整備を実現すること。

（2）業務の前提条件

イ 事業対象区域の概要

所在地	アリーナ予定地：熊本県熊本市西区上熊本1丁目9番28号		
面積	約33,057 ㎡		
土地所有者	熊本県	建ぺい率	60%
区域区分	市街化区域	容積率	200%
用途地域	準工業地域	防火・準防火地域	―
都市計画区域	熊本都市計画区域内		
特別用途地区	アリーナ予定地は、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）に指定されており、大規模集客施設（売場等の他、通路、バックヤード等を含み、その用途部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。客席部分が1万㎡を超えるもの）を建築してはならない。 既存不適格建築物の増床については、条例施行時の1.2倍以下とする。		
熊本城周辺地域（一般地区）	海抜55mを超えないこと。		

ウ 事業対象区域及び周辺の現況

敷地の北西方向にJR上熊本駅が位置しており、また、西側は「県道31号熊本田原坂線」、東側・南側は市道に接道する敷地となっている。

現状は熊本県立総合体育館の敷地として利用されており、これら建築物の解体工事も含めた整備事業となる。ただし、Bリーグ基準（B.PREMIERクラブライセンス交付規則）を充足するため、メインアリーナが建設されるまでは、現体育館の大体育室棟の機能を維持した計画とする。

※詳細については、入札説明書等公表時において示す。

エ 周辺インフラ整備状況

事業対象区域周辺のインフラ（電気・ガス・水道・下水道・通信等の設備）の整備状況等は、入札説明書等公表時に示す。事業者は整備内容に応じ、各インフラ事業者と調整のうえ、必要なインフラを事業対象区域に新たに引き込む。また、必要となる許可申請等にかかる手続は、事業者が自ら行うこと。

（3）施設全体に関する事項（施設の概要）

（ア）建物規模　各種関係法令等を遵守し、適切な規模で計画すること。

（イ）面積配分

・ 適切な面積配分で、施設を計画すること。

・ 図表4は、県が想定している施設規模であり、提案においては、事業者の創意工夫による適切な規模とすること。

【図表4】

参考：想定規模	
席数	メインアリーナ：10,000席程度　サブアリーナ：1,000席程度

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書（案）【概要[2/8]】

第2章. 設計・建設段階

Ⅰ 設計業務

1 総則

（3）施設全体に関する事項

（オ）BCP・防災等関連計画

- 地震や風水害等大規模災害等発生時における、帰宅困難者の一時滞在施設としての機能を果たせる計画とすること。
- 大規模災害時等のライフライン（水・電力・ガス等）の確保を前提とした設備計画とすること。特に非常用電源については、72時間対応を標準とした計画とすること。

（カ）環境負荷低減に寄与する計画

- 熊本県建築物環境配慮制度（CASBEE熊本）においてSランクを目指すこと。
- 経済産業省資源エネルギー庁「ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」による「ZEB Ready」以上の認証を取得すること。

（キ）周辺環境への影響を配慮した計画

- アリーナ予定地周辺に対し、アリーナで想定される各種興行の実施や観客の動きなどによる騒音・振動等の発生により、影響を及ぼさないよう計画段階から振動設計を行うなど、必要な対策を講じること。

（5）対象施設の機能及び性能に関する事項

ア 建築計画に関する事項

- スポーツ興行対応として、B.LEAGUE PREMIER（男子バスケットボール）及びSVリーグ（バレーボール）をはじめとして、各種スポーツ興行のライセンス基準に準拠した施設とすること。

主な施設（抜粋）	主な要求事項
a メインアリーナ	・多目的利用を前提とし、多くの集客が見込まれるイベントに対応可能。 ・競技面積は、ハンドボール2面以上、バレーボール（9人制）3面以上を確保し、天井高さは14メートル以上とするとともに、コンサート等の開催にも対応。 ・MICE、興行、災害時利用を想定し、大型車両（11t）がアクセスできる搬入口を複数確保し、直接アリーナ面へ乗入れ可能な環境を整備。 ・床は原則コンクリート床とし、スポーツ利用時は各競技基準に対応可能な仕様。 ・車いすバスケットボールをはじめとする障がい者スポーツ大会の開催に対応。
b サブアリーナ	・県民スポーツ利用や県民大会に対応し、メインアリーナ利用時も利用可能。 ・国民スポーツ大会の屋内競技や障がい者スポーツ大会に対応。 ・防球ネット等による空間分割利用を可能とするほか、床は木製フローリング又は長尺弾性塩ビシート等を基本とするが、用途に応じた提案を可能。
c メインアリーナ観客席	・視認性・避難誘導性に配慮した観客席計画とし、スポーツ興行時に10，000席以上（固定席・可動席問わず）確保。※スタッキングチェア配置による確保も可。 ・背もたれ・ドリンクホルダー付きの快適な観客席を整備し、車いす利用者及び介助者にも配慮した観客席を配置。
d サブアリーナ観客席	・視認性、避難誘導性が確保された計画とし、固定席、可動席を問わず合計で1,000席以上を確保。 ・車いす利用者及び介助者に配慮した観客席を確保し、入退場の円滑化、避難時の安全性を考慮した位置とする。
e トレーニングルーム	・一般県民からトップアスリートまでトレーニングができる機能を備え、十分な機器を設置できる規模を確保。
f VIPエリア	・一般の観客席よりも、良質な座席シートやサービスを提供する観客席・諸室を計画し、利用者満足度の向上を図る。 ・一般利用者と分離した動線を確保し、駐車場等から直接アクセス可能なVIPエリアとするとともに、充実した飲食サービスを提供する。
g 更衣室、控室	・スポーツ興行時にチームごとに独立利用可能な更衣・シャワー・衛生設備等を整備し、障がい者スポーツ大会時にも対応可能な計画。 ・音楽興行に対応した楽屋機能を確保。
h 医務室関連	・スポーツ利用に対応した医務室を整備し、一般利用者にも対応可能な計画とし、ドーピングコントロール室等の検査スペースを設ける。
i メディア室関連	・プロスポーツ興行等の開催を行うため、情報通信環境を整備し、報道関係者にとって利便性の高い施設。 ・記者発表やメディアリリース等も想定したスペースを確保。
l エントランスホール、ロビー等	・来場者の分かりやすい動線計画と案内機能を備え、興行時の混雑緩和に対応した滞留空間を確保。 ・売店やグッズ販売スペースを設け、混雑時も円滑な移動動線を確保。
m トイレ（メイン・サブ共通）	・主催者、選手、関係者用及び観客用のトイレを適切に配置し、興行時の利用集中や待機列に配慮した計画。 ・車いす利用者や子ども等、多様な利用者に配慮したトイレとするほか、イベント毎に男女利用比率の変動に対応できる柔軟な計画。
n 器具庫・災害備蓄倉庫	・様々な興行に必要な什器備品などを、適切に出し入れできる器具庫。 ・備蓄倉庫として、災害時等に受け入れる避難者及び避難所運営に必要な物品を保管する倉庫を計画。

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書（案）【概要[3/8]】

第2章. 設計・建設段階

Ⅰ 設計業務

1 総則

（5）対象施設の機能及び性能に関する主な要求事項

イ 構造計画に関する事項

a 耐震性能

建築基準法による他、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等に基づき、自重、積載荷重、地震荷重、風荷重などに対し、構造耐力上十分に安全な計画とする。

・ 耐震安全性の分類

①構造体・・Ⅱ類以上 ②建築非構造部材・・A類 ③建築設備・・甲類とし、構造安全性を確保するとともに、近傍の活断層による地震及び海溝型巨大地震を考慮した耐震性能を検討する。

b 耐久性能

「官庁施設の基本的性能基準」及び「官庁施設の基本性能に関する技術基準」を参考とし、構造体について**65年間大規模な修繕を行わずに使用**できるものとする。

ウ 設備計画に関する主な要求事項

b ICT等への対応

ICT等の技術を活用することで、スポーツ観戦や集客性の高いイベントにおいて**質の高い体験を提供**すること。

d 映像設備等への対応

センターハングビジョン、リボンビジョン等の**大型映像設備を整備**するとともに、将来の技術革新等に対応できる設備とすること。

エ 外構に関する主な要求事項

a 車路、機器等搬入スペース

イベント等での大規模興行のための大型トラックや、救急車及び消防車等の緊急車両が搬入口から直接アリーナに乗入れできる車両通路を確保する。

d 映像設備等への対応

・ 利用者区分に応じた駐車場・荷さばき駐車場を整備し、円滑な車両動線を確保するとともに、一般車用駐車場は290台以上を確保する。

・ 臨時バスやタクシーの円滑な利用に配慮するとともに、車いす利用者が観戦エリアへ直接アクセス可能な動線を確保する。

Ⅱ 建設業務

2 業務の主な要求水準

（1）建設及びその関連業務

・ 工事に伴う近隣地域に及ぼす影響を最小限とすること。

・ 県産材を積極的に利用。特に木材については「熊本県建築物等木材利用促進基本方針」に基づき、積極的に内装の木質化等を検討すること。

・ 大体育室を継続利用しながらの段階整備になるため、整備段階ごとにおける施設利用者の安全に配慮した仮設計画とし、作成した計画を県に提出し承諾を得ること。

・ 要求水準書及び提案・設計内容に基づき、品質・性能管理や検査結果等を記録し、要求性能の達成状況を客観的に証明するとともに、施工記録を保管すること。

・ 完了検査後に施設を引き渡し、維持管理業務を開始するとともに、施設機能・性能の維持を目的とした中長期修繕計画を作成する。

第3章. 開業準備段階

Ⅰ 開業準備業務

1 総則

（1）基本方針

事業者は、施設の整備後速やかに維持管理・運営実施業務に移行できるよう、開業準備業務を実施する。

（2）業務の区分

ア 利用規約案の策定業務 イ 維持管理・運営実施業務の準備用務 ウ 予約管理業務 エ 料金収受業務 オ 広報・誘致業務 カ 行政等への協力業務

（3）業務の期間

業務の実施期間については、対象施設の設置管理条例の制定及び指定管理者の指定後、開業準備が必要な時期から供用開始まで。

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書（案）【概要[4/8]】

第3章. 開業準備段階

Ⅰ 開業準備業務

2 業務の要求水準

業務	要求水準（主なもの）
（1）利用規約案の策定業務	・ 事業者は、県と協議のうえ、特定事業契約締結後速やかに、対象施設の管理に必要な事項を定めた規約の案を作成。 ・ 利用規約案の内容は、条例の規定及び委任を受け、今後、知事が定める予定の施設管理規則の規定に基づくため、条例及び規則の施行により効力を有する。 ・ メインアリーナ、サブアリーナに係る利用料金は、事業者の提案に基づき、県と協議の上で事業者が設定する。（変更する場合も同様） ・ メインアリーナにおける**県民利用に係る利用料金は県が定める**。 ・ 利用者にとって利便性の高い、利用料金等の徴収方法を設定する。 ・ 事業者からの提案に基づき、県と協議の上休館日及び各施設の利用時間を定める。利用者の利便性や需要動向により、休館日及び各施設の利用時間を変更する場合は、利用者等の要望に基づき、県と協議の上変更する。
（2）維持管理・運営実施業務の準備業務	・ 各業務担当者に対し、業務上必要な事項について教育研修を行う。 ・ 事業者は、対象施設の引渡しから開業までの間に、設備等の試運転の実施及び開業前の各種保守点検等を行う。
（3）予約管理業務	・ 県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行う。 ・ 施設の予約管理が行える、予約・受付ツール、システム等を導入し、運営を開始する。 ・ 県の施設として、公平性を確保しつつ必要な調整を行うこと。 ※特定の利用者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないようすることなど。 ・ メインアリーナの「県民利用枠」の予約管理を行う。 ・ 事業者自らが利用者となるイベント等の実施の際には、本事業の収益性を損ねることがないよう留意すること。
（4）料金収受業務	・ 事業者は設定した利用料金を徴収し、事業者が提供するサービス等についても、適切な範囲で利用料金を徴収する。
（5）広報・誘致業務	・ 対象施設のPRなど、情報提供に必要な資料の作成・配布・管理等を行う。 ・ 必要な情報を整理し、施設ウェブサイトを開設、更新等を行う。 ・ 多様な媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、ポスター、インターネット、SNS 等）を活用した積極的なPRの実施。 ・ 対象施設の利用が見込まれる団体等へのマーケティング、ターゲティングを実施し、誘致活動を行う。
（6）行政等への協力業務	・ 県が地域とまちづくり協議会等の組織を組成する場合、これに参画し協力すること。 ・ 県が募る寄附金（ふるさと納税等）への協力者に対し、供用開始前のアリーナ見学会等を開催すること。詳細は県と協議の上決定。 ・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会等について、県が求める場合には事業説明資料の作成や事業説明等に協力すること。 ・ 交通渋滞対策や周辺環境整備、中心市街地への誘導策、スポーツツーリズムの推進や大規模・国際スポーツ大会の招致・開催など、県等が主体的に行う取組に協力すること ・ 開業に合わせ、県民や関係者等を広く対象とした記念式典及びオープニングイベント等を実施すること。詳細は県と協議の上決定。 ・ 県が誘致する各種大会やイベント開催における日程調整に協力し、実現に努めること。

第4章. 維持管理・運営実施段階

Ⅰ 維持管理業務

1 総則

（1）基本方針

・ 事業者は、事業対象区域及び対象施設の環境について、所期の機能及び性能等を常に発揮できる最適な状態を保ち、利用者の安全、安心かつ快適な施設利用に資すること。
・ 事業者の創意工夫やノウハウを活用し、合理的かつ効率的な業務を実施。保全方法は予防保全を基本とする。
・ 事業者は、維持管理業務計画書を作成し、県の確認を受けて業務を実施。

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書(案)【概要[5/8]】

第4章. 維持管理・運営実施段階

Ⅰ 維持管理業務

1 総則

(2)業務の区分

・ 維持管理業務は、要求水準に特に記載のない限り、事業対象区域を対象範囲とする。また、維持管理業務の区分については、次のとおり。

ア 建築物保守管理業務 イ 設備保守管理業務 ウ 什器備品保守管理業務 エ 修繕等業務 オ 衛生管理・清掃業務 カ 保安警備業務 キ 植栽維持管理業務 ク 外構施設保守管理業務

(3)業務の期間

・ 維持管理業務の実施期間は、対象施設の供用開始から事業期間終了までとする。

(4)点検及び故障等への対応

・ 点検及び故障等への対応は、維持管理業務計画書に従って速やかに実施する。

(5、6)非常時及び緊急(災害)時への対応

・ 非常時及び緊急時への対応についてあらかじめ県と協議し、対応マニュアルを策定する。
・ 事故等が発生した場合は、事前に策定した対応マニュアルや計画等に基づき、直ちに必要な措置をとるとともに、県及び関係機関に通報すること。

2 業務の要求水準

業務	要求水準(主なもの)
(1)建築物保守管理業務	・ 建築物の機能及び性能を維持し、利用者が安全・快適に利用できるよう、建築物の点検、保守、修繕、更新などをを実施する。 ・ 建築物保守管理業務の対象範囲は、対象施設における建築物の屋根、外壁、建具、天井、内壁、床及び階段等各部位とする。 ・ 日常・保守点検を適切に行い、劣化等について調査等を行い、機能の低下がある場合は修繕等を行い、部材の劣化等がない状態に保つ。 ・ 建具の開閉・施錠装置、自動扉等が正常に作動する状態を保つ。
(2)設備保守管理業務	・ 設備の機能・性能を維持し、安全・安心で快適な利用環境を確保し、台帳及び修繕履歴を整備し、継続的な管理及び業務改善を行う。 ・ 運転監視、法定点検、劣化診断、修繕等を実施し、故障や事故を未然に防止する。 ・ 故障や利用者からの要望・苦情には迅速に対応し、必要に応じて県へ報告する。
(3)什器備品保守管理業務	・ 施設運営上必要となる什器備品等について、適宜、修繕等を行い、性能及び機能を維持する。 ・ 対象範囲は、本事業において設置した什器備品全てとし、事業期間中に購入した什器備品に関しても対象とする。 ・ 施設運営に支障をきたさないよう、修繕などにより性能等を維持し、著しく機能の低下した備品等については、随時更新を行う。 ・ 利用状況や利用者の意向等を踏まえ、保有・管理する什器備品等の種類や数量等については、常に見直しを行う。
(4)修繕等業務	・ 県と事業者間で定める中長期修繕計画書に基づいて実施し、施設の機能・性能を維持することで、利用者の安全・快適な利用環境を確保する。 ・ 修繕等業務の対象範囲は、運営権の対象範囲とする。(※費用負担は中長期修繕計画に定め、大規模修繕以外については事業者負担。) ・ 事業期間終了時において、施設の全てが当初の要求水準書で提示した水準を満たし、著しい損傷がない状態で県へ引き継ぐ。 ・ 対象施設の機能及び性能を維持するため、県と協議を行い中長期修繕計画書を毎年確認し、修繕・交換等の実施を行う。
(5)衛生管理・清掃業務	・ 衛生管理・清掃業務の対象範囲は、運営権の対象範囲とする。 ・ 建物内外の仕上げ面(空調吹出し口等の設備を含む)及び什器備品等を適切な頻度・方法で清掃する。 ・ 材質等に対応した清掃の作業計画を立案・実施し、利用者及び事業者が快適に施設を利用できる美観と衛生性を保つ。
(6)保安警備業務	・ 入退館者の管理の他、施錠管理・諸室の戸締り、遺失物の管理及び記録等を行う。 ・ 24時間警備を基本とした有人・機械警備により、安全確保、防犯・防災及び緊急時対応を実施する。
(7)植栽維持管理業務	・ 植物の種類や状況に応じて適切な方法により、植栽を良好な状態に保ち美しい環境を維持する。 ・ 樹木が折れたり倒れたりすることのないよう管理し、落枝、枯れ枝、倒木等による危険・障害等の発生を未然に防止する。
(8)外構施設保守管理業務	・ 排水設備、外灯照明等が正常に作動するように点検・維持し、必要に応じて修繕等を行う。

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書（案）【概要[6/8]】

第4章. 維持管理・運営実施段階

Ⅱ　運営実施業務

1　総則

（1）基本方針

・本事業のビジョン及び目指す施設像（コンセプト）を踏まえ、プロスポーツ興行、大規模なコンサート、コンベンション等のイベントが継続的に実施される施設となるよう、持続可能な運営を実施する。
・スポーツ興行等に関連する様々な情報やエンターテインメントの提供、飲食サービスの提供、スポンサー等によるサービスの提供等、様々な体験が可能となるサービスの提供を行う。
・施設利用者、関係者及び周辺道路通行者の安全確保に留意した運営を実施する。

（2）業務の区分

ア　予約管理・貸出業務　イ　料金収受業務　ウ　広報・誘致業務　エ　行政等への協力業務　オ　総合案内業務　カ　安全管理・防災・緊急時対応業務　キ　近隣対応・周辺連携業務
ク 交通管理業務　ケ　事業期間終了時の引継業務
※指定管理者としての業務も含む

（3）業務の期間

・維持管理業務の実施期間は、対象施設の供用開始から事業期間終了までとする。

2　業務の要求水準

業務	要求水準（主なもの）
（1）予約管理・貸出業務	・ 県の各種施策との連携や公平性を確保し、適切な利用予約受付体制のもとで、利用予約受付を行う。 ・ 施設の予約管理が行える、予約・受付ツール、システム等を導入し、運営を開始する。 ・ 県の施設として、公平性を確保しつつ必要な調整を行うこと。 ※特定の利用者が独占的かつ安価に利用するなど、著しく公正さを欠く利用とならないようすることなど。 ・ メインアリーナの「県民利用枠」の予約管理を行う。 ・ 事業者自らが利用者となるイベント等の実施の際には、本事業の収益性を損ねることがないよう留意すること。
（2）料金収受業務	・ 事業者は設定した利用料金を徴収し、事業者が提供するサービス等についても、適切な範囲で利用料金を徴収する　※第3章Ⅰ2（4）と同様。
（3）広報・誘致業務	・ 多様な媒体（新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、ポスター、インターネット、SNS 等）を活用した積極的なPRの実施　等。 ※第3章Ⅰ2（5）と同様。
（4）行政等への協力業務	・ 県が行う近隣説明会、現場見学会、内覧会等について、県が求める場合には事業説明資料の作成や事業説明等に協力すること。 ・ 県が誘致する各種大会やイベント開催における日程調整に協力し、実現に努めること。　※第3章Ⅰ2（6）と同様。
（5）総合案内業務	・ 利用者等の案内や苦情対応、周辺の観光等各種問合せ等に対して案内窓口等の総合案内機能を設けるなど、適切に対応する。 ・ ICT 等を活用しつつ、対象施設に設置される総合案内機能に適したスタッフの配置や、多言語化に対応した総合案内機能を整備すること。
（6）安全管理・防災・緊急時対応業務	・ 利用者等の安全確保のため、危機管理体制及び関係機関との連携体制を整備する。 ・ 事故、災害、犯罪、急病等の緊急事態に適切かつ迅速に対応する。 ・ イベント開催時を含め、避難誘導及び周辺交通対策等の安全管理を実施する。
（7）近隣対応・周辺連携業務	・ 各種興行やイベント等の実施に当たり、必要に応じて近隣に対して実施内容の周知や説明を行う。 ・ 近隣からの苦情や要望等については、必要に応じて県に報告するとともに、適切な対応を行う。
（8）交通管理業務	・ 歩行者、自転車及び車両の安全確保を最優先とした交通動線計画を策定・運用する。 ・ 駐車場（利用ルール及び料金体系も含め）及び荷捌きスペースの運営・管理を行い、必要な設備の維持管理を実施すること。 ・ イベント開催時は主催者と連携し、混雑緩和を図り安全な交通環境を確保し、周辺地域への影響を最小限に抑える。
（9）事業期間終了時の引継業務	・ 事業期間終了前において、自らの責任と費用負担により、十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継ぎを行うこと。 ・ 事業終了時に、施設が要求水準を満たす状態となるよう必要な修繕及び引継ぎを実施し、資産・資料・鍵等を含めて円滑に県へ承継すること。

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書（案）【概要[7/8]】

第5章. 自主事業

1 基本的な考え方

・事業者は、自ら施設利用者となる等により、独立採算により興行、イベント等を企画して自主事業として実施することができる。
・自主事業の実施に当たっては、優先利用との十分な調整を図り、事業計画書を作成し、あらかじめ県の承認を得なければならない。
・自主事業の実施に当たっては、法令等及びこれらに基づく基準等を遵守する。

2 業務の詳細

・広告・ネーミングライツ事業、その他事業者の提案により実施する事業
・業者は、自主事業の収入を自らの収入として得ることができる。

第6章. 任意事業

1 基本的な考え方

・任意事業実施企業は、自らの提案に基づく事業を自らの責任及び費用負担にて行うことができる。
・任意事業の実施に当たっては、任意事業と特定事業の連携による相乗効果を期待し、事業の魅力向上、新たな需要創造につながるような企画等の提案を求める。
・落札者の選定後、事業者と県の間で協議し事業内容を決定する。

2 業務の詳細

・任意事業については、すべて民間事業者による事業とし、独立採算で実施。
・事業に必要な施設を計画する場合は、事業対象区域内で提案すること

第7章. 共通

Ⅰ 総括マネジメント業務

1 総則

（1）基本方針

・事業者は、本事業全体を円滑に進捗させるため総括マネジメント業務を実施。また、事業の推進及び会社運営に必要な業務として、（2）のほか自ら必要と判断した業務を実施する。

（2）業務の区分

ア 統括管理業務 イ 運営企画業務 ウ 総務・経理業務 エ ガバナンス業務

業務	要求水準（主なもの）
（1）統括管理業務	・ 統括管理責任者及び個別業務の責任者の役割・責任分担を明確にして実施体制を構築すること。 ・ 統括管理責任者は、必要に応じて県や関係機関等の主催する会議に出席し、これらと調整を行い、県を含む関係者に対して適切に情報提供する。 ・ 統括管理責任者は、事業年度毎に、年度業務計画書を作成し、当該事業年度が開始する前に県へ提出し、承諾を得る。 ・ 統括管理責任者は、年度業務報告書を当該事業年度終了後、毎年6月末日までに、県に提出する。 ・ サービス提供が安定的に行われ、資金不足等により事業に支障を来たす事態が生じないよう、各業務のコスト及び収支管理を適切に行う。
（2）運営企画業務	・ 最高峰のプロスポーツや大規模コンサート等の開催に向け、年間スケジュールの企画及び誘致体制を構築する。 ・ 事業者は、来場者等の視点を取り入れた企画を実施することにとより、来場者が継続的に利用したくなる魅力ある施設運営を行うこと。 ・ 民間ノウハウと創意工夫を最大限に活用し、最小の経費で最大の効果を上げられる事業計画を企画する。
（3）総務・経理業務	・ 施設の維持管理・運営に当たり、特定事業と任意事業の間において、会計を明確に区分する。 ・ 事業年度毎に事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及び財務諸表を県に提出する。 ・ 事業期間終了時には、適正かつ速やかに引継げるように管理し、記録を作成・保存する。
（4）ガバナンス業務	・ セルフモニタリングにより得られた客観的な業績情報の活用を基礎にした、ガバナンス機能を確保する。 ・ 県及び事業者の間での会議体を設置し、定期的に本書に示す要求水準を満たしていることを相互に確認する。 ・ 県が事業者の行うセルフモニタリングの確認を行う等、業務プロセスや財務報告の内容、情報公開、法令遵守等の確認が可能な体制とする。

熊本県アリーナ整備・運営等事業要求水準書（案）【概要[8/8]】

第8章. 組織体制

1 基本的な考え方

・ アリーナを維持管理・運営するに当たって必要な人材を確保・育成し、効果的かつ効率的で総合力のある組織体制を構築する。
・ 事業全体を統括する統括管理責任者を配置するとともに、各業務の業務責任者を配置し、実施責任体制を明確に確立する。
・ 各業務の実施に必要な専門知識や経験、資格を備えたスタッフを配置すること。
・ 業務が確実に遂行できるよう、関係法令を遵守し、適切な雇用形態や勤務体制により必要な人員を確保する。

Ⅰ 維持管理業務

2 組織体制

（1）統括管理責任者及び業務責任者の配置

ア 業務の全体を総合的に把握し調整を行うため、事業期間中、次の要件を全て満たす統括管理責任者を配置する
①各種業務を一元的に統括管理できる者 ②県が主催する会議等に出席し、事業の状況等を説明できる者 ③現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な意思決定ができる者

イ 各業務について、次の要件の全てを満たす業務責任者を各1名配置する。
①担当業務を一元的に管理し、取りまとめることができる者 ②県が主催する会議等に出席できる者 ③現場で生じる各種課題や県からの求めに対し、的確な対応ができる者

ウ 県への報告
・ 各責任者への配置については、各業務の開始前までに県へ統括管理責任者届及び業務責任者届をもって、報告すること。
・ やむを得ず事業期間中に責任者を変更する場合も、新たな責任者の勤務開始日までに、速やかに県に業務責任者届を提出すること。

（2）業務担当者の配置
・ 各業務について、事業期間中、各業務の内容に応じて必要な知識及び技能を有する者を、業務担当者として配置する。
※法令等により特定の資格を有する者の配置が定められている場合は、当該資格を有する者を業務担当者として配置すること。

（3）緊急時の体制
・ 災害、事故、犯罪等により対象施設において緊急事態が発生した場合など、直ちに必要な措置を講じることができるよう、事業者及び県を含む関係者間の緊急連絡体制を構築する。

第9章. 業務計画書及び業務報告書の要求水準

2 業務計画書

・ 本事業の各業務が事業期間を通じ、円滑に遂行され事業成果の創出を確実なものとするため、各業務における計画書と事業実施の報告書を自ら作成・記録し、管理体制を確保する。

（1）業務計画書の作成
・ 各業務の開始前及び毎年度開始前に業務計画書を作成し、県の確認を受けること。（設計・建設業務については第2章の要求水準と同様。）

（2）業務計画書の内容（業務計画書には、次の事項を記載する。）
・ 管理体制（業務責任者及び業務担当者情報を含む。）、業務分担、緊急連絡体制等の実施体制に係る事項
・ 法令等で必要とされる業務の計画（該当する場合のみ）
・ 各業務のセルフモニタリングにおける確認事項
・ 各業務の業務区分に応じた具体的な計画事項

（3）県への提出
・ 統括管理責任者は、右表に示す業務計画書を取りまとめ、各期日までに県へ提出し、県からの承認を得ること。

計画書	提出期日	
	業務開始初年度	業務開始後
開業準備業務	開業準備業務開始前まで	事業年度開始の 30 日前まで
維持管理業務	運営権の設定前まで	
運営実施業務	運営権の設定前まで	
統括マネジメント業務	契約後速やかに提出	

3 業務報告書

（1）業務報告書の作成
・ 開業準備業務、維持管理業務、運営実施業務及び統括管理業務について、年度業務報告書又は月次業務報告書（維持管理業務及び運営実施業務は両方。）を作成する。

（2）業務報告書の主な記載内容
①共通事項（実施体制、セルフモニタリング結果、発注状況） ②開業準備業務（広報、営業・誘致、予約管理状況） ③維持管理業務（保守点検、清掃、警備、修繕、備品管理状況）
④運営実施業務（運営業務実施状況） ⑤統括管理業務（イベント実績、利用者数、稼働率等）

（3）県への提出
・ 統括管理責任者は、各業務の業務報告書を取りまとめ、所定の期限までに県へ提出する。
・ 年度業務報告書は各年度終了後6月末日まで、月次業務報告書は翌月15日までに提出する。

（4）業務報告書の保管
・ 業務報告書は事業終了まで適切に保管する。